

渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会 規約

(名称)

- 第1条 本会は、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会」(以下「委員会」という)と称する。
2. 委員会は「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」(以下、「親委員会」という)のもとに設置する。

(設置者)

- 第2条 委員会は、国土交通省利根川上流河川事務所が設置する。

(目的)

- 第3条 本委員会は、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」(以下「基本計画」という)に基づくモニタリング項目の確認、モニタリング結果の評価を行い、その結果を適切に保全・再生手法に反映していくことを目的とする。
2. 基本計画の内容を大きく変更する必要性が生じた場合には、親委員会に意見を求める。

(委員会)

- 第4条 委員会の運営と進行は、事務局が総括する。

(議事)

- 第5条 委員会は、利根川上流河川事務所長が召集する。
2. 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席で成立する。

(事務局)

- 第6条 委員会の事務局は、利根川上流河川事務所地域連携課内に置く。

(雑則)

- 第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成22年10月25日から施行する。

渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会傍聴規定

渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会（以下「委員会」という）の会議は原則として公開するものとし、その規定について以下のように定める。

（会議の開催の周知）

第1条 委員会の会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について利根川上流河川事務所ホームページ（以下「HP」という）により一般に周知する。

（会議の傍聴）

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴申し込みを行い登録を受けなければならない。（HPに掲載された電子メールまたはファクシミリにより申し込みを受け付ける。）

2. 会議会場の収容人員を超える傍聴申し込みがあった場合には、傍聴の登録者数を制限することがある。
3. 傍聴人は、会議の撮影、録画もしくは録音をしてはならない。また、会場内での発言、拍手、飲食あるいは会場内へのプラカードの持ち込み等、会議の進行を妨げたり会場の秩序を乱す行為を行ってはならない。
4. 傍聴人は会議に対して、質問・意見等がある場合には、必要事項を記入し（様式はHPよりダウンロード）、文書で提出することとし、事務局より回答する。なお、質問および回答はインターネット上で公開する。
5. 事務局は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に退場を命じ退去させることができる。

（会議資料）

第3条 委員会の会議で委員に配布される資料は、重要種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

2. 会議において配布した資料は、HPに掲載する。

第4条 委員会の会議で委員に配布される資料は、重要種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

（その他）

第5条 この規定は、渡良瀬遊水地湿地保全・再生モニタリング委員会規約（以下「規約」という）第7条の「委員会の運営に関し必要な事項」として定められるものであり、この規定の変更やこの規定に定め無き事項についても、この規約に従い委員会に諮って定められる。

附則

（施行期日）

この規定は、平成22年10月25日から施行する。